

## ⇩ 資本金を1億円超にすると

**Q** : 当社では、資本金を増資しようとして検討しています。資本金で税金の取扱いが変わりますか？

**A** : 資本金を1億円超にしますと、税務上のメリットが少なくなります。

### 【解説】

税務では、資本金の額が1億円以下等の一定の会社を中小企業と位置付け、中小企業に対しては税コストが経営を圧迫しないように一定の優遇措置を設けています。

優遇措置をまとめてみますと次のようなものがあります。

### 〔法人税法上の優遇措置〕

- ① 法人税額を計算する場合に軽減税率(22%、通常は30%)が適用できる
- ② 交際費等が全額損金不算入にならない  
400万円以下の交際費等については、10%相当額(通常は全額)が損金不算入となる
- ③ 30万円未満の減価償却資産は全額(ただし年間上限300万円)損金算入できる(通常は法定耐用年数で減価償却)
- ④ その他にも試験研究費の税額控除、機械等を取得した場合の税額控除、教育訓練費が増加した場合の税額控除等がある

### 〔地方税の優遇措置〕

- ① 法人事業税の外形標準課税の対象とならない

道府県民税及び市町村民税の均等割税金の額が安い

